

品川区太陽光発電システム等設置助成事業実施要綱

制定	平成 23 年 3 月 14 日区長決定
	要綱第 20 号
改正	平成 24 年 3 月 28 日区長決定
	要綱第 62 号
改正	平成 25 年 3 月 26 日区長決定
	要綱第 52 号
改正	平成 25 年 8 月 1 日部長決定
	要綱第 127 号
改正	平成 26 年 3 月 28 日区長決定
	要綱第 43 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日区長決定
	要綱第 387 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日区長決定
	要綱第 165 号
改正	平成 30 年 2 月 27 日区長決定
	要綱第 15 号
改正	令和 2 年 6 月 30 日区長決定
	要綱第 142 号
改正	令和 3 年 12 月 22 日部長決定
	要綱第 360 号
改正	令和 4 年 3 月 9 日区長決定
	要綱第 63 号
改正	令和 6 年 3 月 21 日区長決定
	要綱第 205 号

(目的)

第 1 条

この要綱は、品川区（以下「区」という。）において太陽光発電システム等（以下「機器」という。）を設置する区民、事業者等に対し、設置に要する経費の一部を助成し、地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者をいう。
- (2) 事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない会社を除く団体または個人であつて、別に定めるものをいう。
- (3) 家庭用 区民が機器を区内の自己の居住用途に供する個人住宅部分で使用することをいう。
- (4) 業務用 事業者等が機器を区内の事業所、従業員等の居住の用に供する住宅、不動産賃貸業に係る建築物等（以下「事業所等」という。）で使用することをいう。
- (5) 対象機器 別表に掲げる家庭用または業務用の機器および付属機器をいう。
- (6) 設置事業 家庭用または業務用のために対象機器を設置する事業をいう。
- (7) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項で定められた、一般の需要に応じ電気を供給する事業者をいう。
- (8) 設置日 機器の取り付けが完了した日、または機器の使用開始日をいう。
ただし、対象機器が複数ある場合は、対象機器のうち最も遅い機器の取り付けが完了した日または機器の使用開始日を全ての対象機器の設置日とみなす。

（助成対象者）

第3条 この要綱に基づく助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 家庭用に設置事業を実施する区民で次の要件を満たす者であること。
 - (ア) 住民税を滞納していないこと。
 - (イ) 未使用の機器を設置した住宅に居住すること。
 - (ウ) 設置事業の対象住宅の所有者または賃借人（設置事業について所有者の承諾を得ている者に限る。）であること。
 - (エ) 設置事業について、同種の対象機器を過去にこの要綱に基づく助成金その他これに類するものを受けている者でないこと。
 - (オ) 区分所有建物に設置する対象機器が当該建物に係る所有者全員の共有に属する場合は、当該建物における建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者または同法第47条第2項の管理組合法人であること。
 - (カ) 機器の設置日が助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。
- (2) 業務用に設置事業を実施する事業者等で次の要件を満たす者であること。

- (ア) 法人事業税その他の税を滞納していないこと。
- (イ) 法令等および公序良俗に反していないこと。
- (ウ) 設置事業の対象となる事業所等の所有者または賃借人(設置事業について所有者の承諾を得ている者に限る。)であること。
- (エ) 設置事業について、同種の対象機器を過去にこの要綱に基づく助成金その他これに類するものを受けている事業者等でないこと。
- (オ) 機器の設置日が助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。

(助成の要件)

第4条 この要綱に基づく助成は、未使用の対象機器を区内の建物に新規に設置した場合（同種の対象機器を既存の対象機器の一部として増設する場合を除く。）に行うものとし、対象機器の種類および要件、助成の対象となる経費ならびに助成金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、助成対象者が、同一事業に対し、区以外の者からの助成金の交付を受けており、助成金交付額の合計額が助成対象経費を上回る場合については、前2項による額から当該上回る額を控除して得た額をもって助成金の額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、機器の設置日以降に、品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請書（第1－1号様式、第1－2号様式または第1－3号様式）に、必要書類を添えて、別に定める期間内に区長に申請しなければならない。

(助成金の額の確定および助成金の交付の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定するとともに、助成金の交付を決定された者（以下「助成決定者」という。）として決定し、その旨通知するものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、決定前に実地に調査を行うものとする。

(申請内容の変更)

第7条 助成決定者は、第5条に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ品川区太陽光発電システム等設置助成金交付決定内容変更申請書（第2－1号様式、第2－2号様式または第2－3号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、これを承認する。

（申請の取下げ）

第8条 助成決定者は、第6条の決定後、第5条の申請を取り下げるときは、直ちに品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請取下届出書（第3－1号様式、第3－2号様式または第3－3号様式）により区長に届け出るものとする。

（助成金の請求）

第9条 助成決定者は、品川区太陽光発電システム等設置助成金交付請求書（第4－1号様式、第4－2号様式または第4－3号様式。以下「助成金交付請求書」という。）により助成金を請求するものとする。

（助成金の交付）

第10条 区長は、前条の助成金交付請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

（管理および報告）

第11条 助成金の交付を受けた者は、対象機器を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、対象機器が損傷し、または滅失したときは、その旨を書面により直ちに区長に届け出なければならない。

（交付決定の取消しおよび助成金の返還等）

第12条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- （1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - （2）この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者に通知する。
- 3 区長は、助成金の交付を受けた者が、前条の規定による届出をした対象機器を処分したときまたは前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたとき

きは、助成金の全部または一部について返還を求めることができる。

(委任等)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から適用する。

2 令和2年7月1日から令和3年3月31日の間における第3条第1号(カ)、第3条第2号(オ)、第5条および第1号様式の規定の適用については、これらの規定中「機器の設置日」とあるのは、「機器の設置日または小売電気事業者との電力需給契約における電力需給開始日」と読み替える。

付 則

この要綱は、令和3年12月22日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表

品川区太陽光発電システム等設置助成事業に係る
対象機器および助成金上限額

対象機器		助成対象経費	助成金額
機器の種類	機器の要件		
太陽光発電設備	一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの、またはそれに準じた性能を持つもので、区が認めるものであること	- 機器本体および付属機器の購入に要する経費 - 設置工事費	30,000 円/kW 家庭用 （上限 90,000 円） 業務用 （上限 150,000 円）
蓄電池設備	一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）において、蓄電システム製品として登録されているもの、またはそれに準じた性能を持つもので、区が認めるものであること	- 機器本体および付属機器の購入に要する経費 - 設置工事費	10,000 円/kWh 家庭用または業務用 （上限 50,000 円）

家庭用(個人住宅)

第1-1号様式(第5条関係)

年 月 日

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請書

品川区長あて

〒

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり太陽光発電システム等設置助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、申し込みます。

記

1. 設置概要について

設置場所 (住居表示)	品川区		
建物の状況	☐ 自己所有	☐ 共同所有	☐ 賃貸または使用貸借
建物の種別	☐ 戸建住宅 ☐ 複合住宅 *複合住宅は二世帯住宅や賃貸集合住宅等を指します		
機器の設置日	年 月 日	複数の対象機器を設置する場合は、すべての機器の設置が完了した日	

2. 太陽光発電設備設置助成金申請額および太陽電池モジュールについて

助成金申請額	円	1kW当たり3万円×(①+②+③) 千円未満切り捨てた額で限度額は 9万円	
製造者名(メーカー名)			
型式名および 公称最大出力と使用枚数	①	W×	枚
	②	W×	枚
	③	W×	枚
最大出力 ①+②+③	kW	小数点第3位以下を切り捨て	

3. 蓄電池設備設置助成金申請額および蓄電池について

助成金申請額	円	1kWh当たり1万円 千円未満切り捨てた額で限度額は 5万円	
製造者名(メーカー名)			
型式名			
SII登録型番 (パッケージ型番)			
容量	kWh	小数点第3位以下を切り捨て	

4. 他の助成金の申請状況

国等への助成	☐ 申請済 ☐ 申請予定 ☐ 申請しない
事業名	
助成金交付額 (合計予定額)	円

5. 固定価格買取制度(FIT)の活用について(今回、太陽光発電設備を設置する方、またはすでに太陽光発電設備を設置している方のみご回答ください。)

FIT活用予定・ 活用状況	☐ 活用予定・すでに活用している
	☐ 活用する予定はない・活用していない
	☐ 未定・分からない

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請書

品川区長あて

〒

管理組合住所

管理組合名

〒

管理者・代表者住所

管理者・代表者氏名

電話番号

下記のとおり太陽光発電システム等設置助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、申し込みます。

記

1. 設置概要について

設置場所 (住居表示)	品川区		
機器の設置日	年 月 日	複数の対象機器を設置する場合は、すべての機器の設置が完了した日	

2. 太陽光発電設備設置助成金申請額および太陽電池モジュールについて

助成金申請額	円	1kW当たり3万円× (①+②+③) 千円未満切り捨てた額で限度額は 9万円	
製造者名（メーカー名）			
型式名および 公称最大出力と使用枚数	①	W×	枚
	②	W×	枚
	③	W×	枚
最大出力 ①+②+③	kW	小数点第3位以下を切り捨て	

3. 蓄電池設備設置助成金申請額および蓄電池について

助成金申請額	円	1 kWh当たり1万円 千円未満切り捨てた額で限度額は 5万円
製造者名（メーカー名）		
型式名		
SII登録型番 （パッケージ型番）		
容量	kWh	小数点第3位以下を切り捨て

4. 他の助成金の申請状況

国等への助成	☐ 申請済 ☐ 申請予定 ☐ 申請しない		
事業名			
助成金交付額 (合計予定額)	円		

5. 固定価格買取制度(FIT)の活用について(今回、太陽光発電設備を設置する方、またはすでに太陽光発電設備を設置している方のみご回答ください。)

FIT活用予定・ 活用状況	☐ 活用予定・すでに活用している
	☐ 活用する予定はない・活用していない
	☐ 未定・分からない

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請書

品川区長あて

〒

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

下記のとおり太陽光発電システム等設置助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、申し込みます。

記

1. 事業所の概要

従業員数	名
主たる事業	☐ 製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理提供サービス業・その他 ☐ 卸売業 ☐ サービス業 ☐ 小売業

2. 設置概要について

設置場所 (住居表示)	品川区
建物の状況	☐ 自己所有 ☐ 共同所有 ☐ 賃貸または使用貸借
機器の設置日	年 月 日

3. 太陽光発電設備設置助成金申請額および太陽電池モジュールについて

助成金申請額	円	1kW当たり3万円×(①+②+③) 千円未満切り捨てた額で限度額は 15万円
製造者名(メーカー名)		
型式名および 公称最大出力と使用枚数	①	W× 枚
	②	W× 枚
	③	W× 枚
最大出力 ①+②+③	kW	小数点第3位以下を切り捨て

4. 蓄電池設備設置助成金申請額および蓄電池について

助成金申請額	円	1kWh当たり1万円 千円未満切り捨てた額で限度額は 5万円
製造者名(メーカー名)		
型式名		
SII登録型番 (パッケージ型番)		
容量	kWh	小数点第3位以下を切り捨て

5. 他の助成金の申請状況

国等への助成	☐ 申請済 ☐ 申請予定 ☐ 申請しない
事業名	
助成金交付額 (合計予定額)	円

6. 固定価格買取制度(FIT)の活用について(今回、太陽光発電設備を設置する方、またはすでに太陽光発電設備を設置している方のみご回答ください。)

FIT活用予定・ 活用状況	☐ 活用予定・すでに活用している
	☐ 活用する予定はない・活用していない
	☐ 未定・分からない

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付決定内容変更申請書

品川区長あて

〒

申請者住所

申請者氏名

電話番号

年 月 日付で申請した、太陽光発電システム等設置助成金交付決定内容について、下記のとおり変更を行うため、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の内容（変更前）

(変更後)

2. 変更の理由

3. 添付書類

確認欄

対象機器等の決定の変更に係る書類

☐

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付決定内容変更申請書

品川区長あて

〒
管理組合住所
管理組合名
〒
管理者・代表者住所
管理者・代表者氏名
電話番号

年 月 日付で申請した、太陽光発電システム等設置助成金交付決定内容について、下記のとおり変更を行うため、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の内容（変更前）

(変更後)

2. 変更の理由

3. 添付書類

対象機器等の決定の変更に係る書類

確認欄

☐

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付決定内容変更申請書

品川区長あて

〒

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付で申請した、太陽光発電システム等設置助成金交付決定内容について、下記のとおり変更を行うため、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の内容（変更前）

（変更後）

2. 変更の理由

3. 添付書類

対象機器等の決定の変更に係る書類

確認欄

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請取下届出書

品川区長あて

〒

申請者住所

申請者氏名

電話番号

年 月 日付で申請した、太陽光発電システム等設置助成金交付申請について、下記のとおり取り下げするため、関係書類を添えて届け出ます。

記

取下げの理由

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請取下届出書

品川区長あて

〒
管理組合住所
管理組合名
〒
管理者・代表者住所
管理者・代表者氏名
電話番号

年 月 日付で申請した、太陽光発電システム等設置助成金交付申請について、下記のとおり取り下げるため、関係書類を添えて届け出ます。

記

取下げの理由

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請取下届出書

品川区長あて

〒

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付で申請した、太陽光発電システム等設置助成金交付申請について、下記のとおり取り下げるため、関係書類を添えて届け出ます。

記

取下げの理由

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付請求書

捨印

品川区長あて

〒
住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日 第 号により確定された、太陽光発電システム等設置助成について、品川区太陽光発電システム等設置助成事業実施要綱第9条に基づき下記のとおり、助成金を請求します。

記

1. 請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円

2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店			
口座種別	普通・当座・貯蓄・その他（ ）						
口座番号 (右詰めでご記入ください)							
フリガナ							
口座名義人							

*口座名義人は、助成金請求者と同一の方に限ります。

3. 請求範囲

- 機器本体およびこれに附属する機器の購入ならびに設置工事(設計を含む)に関する費用とする。
- 請求金額は1,000円未満の端数は切捨てとする。
- 機器は未使用品であること。(中古品は対象としない。)

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付請求書

捨印

品川区長あて

〒	管理組合住所	
管理組合名		印
〒	代表者住所	
代表者氏名		印
電話番号		

年 月 日 第 号により確定された、太陽光発電システム等設置助成について、品川区太陽光発電システム等設置助成事業実施要綱第9条に基づき下記のとおり、助成金を請求します。

記

1. 請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円

2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店					
口座種別	普通・当座・貯蓄・その他 ()						
口座番号 (右詰めでご記入ください)							
フリガナ							
口座名義人							

*口座名義人は、助成金請求者と同一の方に限ります。

3. 請求範囲

- (1) 機器本体およびこれに附属する機器の購入ならびに設置工事(設計を含む)に関する費用とする。
- (2) 請求金額は1,000円未満の端数は切捨てとする。
- (3) 機器は未使用品であること。(中古品は対象としない。)

第4-3号様式(第9条関係)

年 月 日

品川区太陽光発電システム等設置助成金交付請求書

捨印

品川区長あて

〒

所在地

法人名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日 第 号により確定された、太陽光発電システム等設置助成について、品川区太陽光発電システム等設置助成事業実施要綱第9条に基づき下記のとおり、助成金を請求します。

記

1. 請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円

2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店				
口座種別	普通・当座・貯蓄・その他 ()					
口座番号 (右詰めでご記入ください)						
フリガナ						
口座名義人						

*口座名義人は、助成金請求者と同一の方に限ります。

3. 請求範囲

- (1) 機器本体およびこれに附属する機器の購入ならびに設置工事(設計を含む)に関する費用とする。
- (2) 請求金額は1,000円未満の端数は切捨てとする。
- (3) 機器は未使用品であること。(中古品は対象としない。)

年 月 日

品川区太陽光発電システム等設置所有者承諾書

品川区長あて

	〒
	住 所
所有者	氏 名
	電話番号

私は、下記のとおり所有する建築物に申請者が品川区太陽光発電システム等設置助成金交付に係る機器を設置することに同意します。

記

1. 申請者

2. 対象の建物

確認欄

家庭用（個人住宅）	☐
業務用（事業所等）	☐

3. 設置場所

品川区